



涼風こち良く コスモスに秋を実感（福知山市大江町）

くらし
と
自治

大 京都

（社）京都自治体問題研究所

TEL・FAX (075) 241-0781

メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp

発行人 土居靖範

（2006 年 10 月号のおもな内容）

- ・ 現地に学ぶセミナー I N 上越…………… 2
- ・ 新シリーズ 市町村政の今を考える………… 4
- ・ リレートーク 市町村政の今を考える… 5
- ・ 職場 9 条の会めぐり 福祉保育労………… 6
- ・ 連載 小説書きの独白 ⑥…………… 7
- ・ 新シリーズ 京都府政の今を考える………… 9
- ・ 新シリーズ 府政の今を考える………… 10
- ・ 全国のホット情報 ⑧ 福岡県………… 11
- ・ 本の紹介 「京都経済の探求」………… 12

（「住民と自治」10月号付録）

「第1回現地に学ぶセミナーinにいがた上越市」に参加して

合併後の地域存続のカギ＝「地域協議会」の役割

岡部 作男(京都自治労連執行委員)

9月2日(土)～3日(日)新潟県上越市で「地域自治組織」現地セミナーが開催され全国各地から136名、京都から5名が参加し学習・交流しました。

平成の大合併で、99年3月末に3,232あった市町村が、今や1,819になり、京都でも44から28になりました。合併で自治体が大きくなる一方、従来の役場は機能が変化し、周辺部の過疎化はいっそう進行しています。合併後の「住民自治」を補う役割として、合併特例法や地方自治法で規定された「地域協議会」が全国約70自治体でつくられ動き出しています。

上越市は、2005年1月1日、14市町村が合併してできた市である。周辺13町村はそれぞれ町・村から「自治区」となった。全国で初めて「公募公選」で地域協議会委員を選出し、活動している。その先進事例を学ぶよい機会となった。

1日目の「大潟区地域協議会の取り組み報告」では、昨年、京都自治体学校に来ていただいた後藤紀一氏が報告された。大潟区では、1年半で21回の協議会を開催し、実質協議した7件すべてについて市長に意見書を提出し、電源立地交付金の使途について地域協議会の意見を取り上げさせたことなどが報告された。

無報酬のうえ、議会と違って「与党だから」という遠慮も要らない「自由に純粋に地域のことを考え意見を出しあえる」効能が語られた。それだけに、委員の資質向上、研修の必要性が語られた。また、合併で13町村の諸制度が「一本化」されたが、広域化した自治体の中で、「一国多制度」もありうるのではないかなど、試行錯誤で取り組んでいる様子がよくわかった。

「市議会から見た『公募公選制』」を報告した杉本敏宏市議会議員は、合併にあたって、受け入れ側の上越市議会がどのように取り組んだのか自身の活動を報告された。法定協議会にでる議員は、「議会の代表として議会の総意を発言する」、行政の側も「市として法定



協に提案するものは、議会の同意を得る」などの合意の下、法定協準備会や法定協の議案が事前に提供され、すべてオープンのもとで合併協議がすすめられた内容が報告された。また、町村から「区」に移行するが、特別職の「区長」は置かず市職員である「事務所長」を置くにいたった経過など徹底した議論が尽くされた様子が伝わり、議会も民主主義のルールが徹底していた様子を感じた。

つづいて「**上越市・地域自治組織づくりと当面する課題**」を講演した野沢朗企画・地域振興部長は、パワーポイントを使い、合併協議の内容や地域協議会立ち上げへの取り組みなどを報告。合併については「21世紀に向けた基礎的自治体の再編成」であり、新しい時代にあった自治体づくりをどう進めていくかの基本姿勢と、「合併は行政都合である」との認識のもと市長参加で72回の説明会の開催や、3回に及ぶ合併協議会の再編、「合併しても地域の問題を解決することにはならない」との認識で、合併後も「問題解決の課題が残る」ことをどうするか考えた結果の「地域協議会」立ち上げであり、その機能の充実が「合併後の地域存続・発展」のカギとなるとの認識で進められた合併協議のことがよくわかった。

市長命令で「方式は編入だが、気持ちは新設」の立場を最後まで貫いた協議、事務事業の調整など徹底した情報公開と、「絶対嘘はつかない」姿勢が最後まですすめられたこと。財政についても一極集中させず、旧町村に地域事業費として還元し合併後の「公的サービス・町づくり」を地域協議会に委ねるなど、地域にも権限を与えるなど様々な工夫が凝らされている様子がよくわかった。市は「縛らず区にまかせる」姿勢を貫いている。そのことも地域協議会の活発化につながっていると思った。

新潟大学の石崎誠也教授からは「**地域自治組織の制度と可能性**」について、地方自治法で地域自治区を認めた画期的意義や制度の概要、指定都市での可能性などについて詳しく講演された。

2日目は、**地域協議会委員7名の方との交流**です。各委員それぞれが思いを持って地域協議会に参加している様子が伺えました。やっぱり立候補し選挙で選出されることによる自覚や、女性の視点で身近なところから取り組む姿勢に感動しました。

最後は、岡田知弘教授による「**市町村合併後の地域づくりと地域自治組織**」の講演です。生活できる範囲は、合併しても変わらない。戦後憲法で地方自治が謳われたが、団体自治だけを強化した合併。住民の基本的な人権を守る基礎自治体の役割は大きい。過疎地ほど自治体の役割は大きい。上越市での先駆性などひとつひとつ頷ける話でした。

合併したわが町だけでなく、都市部においても住民自治組織の必要性を学びました。最後に、京都における地域協議会をつくる取り組みの必要性を実感したところです。

参考文献として、「地域自治組織と住民自治」岡田知弘・石崎誠也編著（自治体問題研究社）が発行されました。又、セミナーの模様をカセットテープに録音しました。（希望者はどうぞ）

ことしの京都・管理職ネット・総会にみる

管理職ネットは京都府内の自治体の部長・課長等の管理職でつくっている労働組合で、日常的な行政運営での交流や政策の勉強などを中心に活動しています。

この管理職の労働組合は自治労連の中では、ユニオン組織で全国に6組合あり、京都では2003年7月に結成されました。

第4回目を迎える総会では、京都自治労連山村委員長が挨拶。小泉内閣のすすめる弱肉強食の格差社会のもとで、住民との直接の窓口である市町村行政で地方自治擁護の先頭で奮闘されている管理職のみなさんがその知恵と経験を集め、地域のまちづくりの議論や政策を考え実践するために行政の第一線でがんばっていただくとともに、各地で自主的な地域の研究機関である「まち研」を作るための奮闘を訴えられました。

活動の報告と方針が提案された後、元南光町長の山田兼三さんに講演をしていただきました。

講演の内容は、山田さんが町長になる時の状況、町長としての活動、さらに合併の動きやとりくみなどを詳しく話され、合併を控えた自治体から参加した管理職からは、「本では読んでいたが、山田さんの話を聞いて良かった」という感想が出されました。

また、京都市職員の不祥事事件に絡んで、同和行政と職員のモラルについての質問に応え、きっぱりと同和行政を廃止した思いや首長のリーダーシップの大切さ、不正について首長自らが毅然たる態度を示せば職員はまじめに働くことなど、自らの実践をもとに山田元町長がリアルに話をされました。

参加者からは、「市町村合併で京丹後市では旧役場が支所になったため、今までは予算もありすぐ対応できたが、組織が大きくなり時間がかかり、住民が遠くなった。また、合併しても財政は厳しい」との発言がでました。また「蜷川民主府政では、国の悪政の防波堤となって、住民のいのちとくらしをまもる地方政治をすすめたが、今日、小泉内閣の行政改革や骨太方針で、地方自治体の交付税は削減されると共に、国基準の押し付けが厳しくなり、住民税・国保料や介護保険料の通知を出せば、住民の方が窓口にくられ説明を求められるのはよくあるが、今年は、説明を求めるのに窓口があふれる状況であり、就職して初めての経験だった」などの意見が出されました。

総会は、自治体労働者の働き甲斐を保障せよと求めることは労働組合だからできること、住民に奉仕する自治体労働者の良心と誇りを取り戻し、安心して働き続けられ

る職場をつくるために行財政を総点検する「見直そう、問い直そう、仕事と住民の安全・安心」という自治労連の方針を活かす自治体の政策づくりや各市町村での「まち研」づくりをめざして奮闘することなどを確認しました。

新リレートーク 市町村政の今を考える ②

住民の声も聞かず地域医療を切り捨てる市政

石間 拓夫(京都自治労連・舞鶴市職労副委員長)

舞鶴には、公的4病院（国立、共済、日赤、そして舞鶴市民病院）があり、地域医療に恵まれた地域と思われてきました。ところが今年1月に舞鶴市は市民病院を「療養型医療を中心に機能を縮小し、民間医療法人にその運営を委託します」と突然発表しました。救急も受けないこととなったため、市民の中には大きな不安が広がりました。市民の声を行政に届けようと市民団体が取り組んだ「市民病院の『廃止・民営化』の是非を問う住民投票条例」の制定運動は急速に広まり、2週間で7千筆を超える署名で請求は成立しましたが、市議会では「住民参加の政策決定を行ってほしい」との声を無視して条例案は否決されました。

【市民病院の現状】

市民病院の医療供給体制の経過について概略を述べておきますと

- ・市民病院は、3月で救急受け入れを停止。入院患者の転院、退院。
- ・4月から外来は非常勤医で週4日だけに。入院患者は、転・退院できない2人となる。
- ・4月末で副院長退職。6月末で院長退職（常勤医は加佐診療所の2人だけとなる）
- ・7月から市内の開業医が名誉病院長となる（来年3月まで）
- ・自衛隊の医官が支援（9月末まで）
- ・兵庫県の明石回生病院が常勤内科医を派遣（10月から）となっています。

【運動の展開】

さて、住民団体の運動は4月に入り、地域の労働組合、民主団体が呼びかけ「市民病院問題と地域医療を考える市民の会（仮称）準備会（略称：市民の会）」を組織し地域医療を守ろうと活動を開始しました。

市民の会では、地域医療を守り、市民病院の建て直しを図る方向を考えていくため、地域医療に関わる関係機関の「訪問調査」と「地域住民アンケート」という2つの地域医療実態調査を実施しました。

まず、「訪問調査」は地域の公的病院、地区医師会、各自治体、消防、保健所、合わせて19箇所を訪問調査しました。

また、「地域住民アンケート」では舞鶴の公的病院の診療圏である舞鶴市、宮津市、与謝野町、及び福井県の高浜町、大飯町の住民を対象とし、その「人口の100分の1の世帯」を目標に取り組んだ結果、診療圏内人口164、000人の100分1に対し約90%1450の回答を得ることができました。

【調査結果】

調査の結果、舞鶴の公的病院は舞鶴市内だけでなく広域に渡る地域を診療圏としていることが改めて明らかになりました。

また、舞鶴市に隣接する地域では、①絶対的に医療資源が不足していること、②ニーズにあった医療が地元で受けられない実態にあることが分かりました。

診療圏全体の医療要求としては、周産期・母子医療、救急医療の整備・拡充に対する要望が強いことでした。また、行政に対しては保険料の軽減と給付の充実の要望が強いことでした。

【今後の取り組み】

広域的に見れば絶対的に医療資源が不足している現状があり、また舞鶴で見れば地域密着となるべき病院がわずかしかなければならないということからすれば、市民病院こそが市民の病院としての役割を果たすべく整備されなければなりません。

調査を通じて関係者からは、「舞鶴市には医療政策がなかった」との指摘がありました。冒頭の地域医療に恵まれた地域という認識があったからでしょう。

私達は、地域医療実態調査に基づく政策提言と共に要望の強い周産期・母子医療、救急医療などの整備・拡充については緊急の行動に取り組むことにしています。

3回の準備会を経て正式に発足した「医療の会」は、地域医療の充実を望む市民の運動の母体です。公務労働者の目標である「住民の幸せ」のため、舞鶴市職労はその一員として奮闘します。府下の皆さんのご支援も宜しくお願いします。

新シリーズ 職場9条の会めぐり ②

子どもたちの未来のために、平和がいちばん

福祉保育労・北支部・白い鳩分会

2005年、6月に『白い鳩・9条の会』を立ち上げました。それまで組合では「憲法が変えられる」「このままでは日本は再び戦争する国になってしまう」という危機感から、学習会をしたり、保護者に「平和がいちばん」というニュースを配ったりしていましたが、「もっと保護者とも手をつないで運動をして行きたい!」という思いから、『白い鳩・9条の会』をつくろう、と話が進みました。

園と保護者会に申し入れ、保護者会有志と保育園と労働組合と一緒に「9条の会立ち上げ

の準備会」をつくりました。頭を寄せあい、6月末に「平和のつどい」を企画しました。

「平和のつどい」では、保育士が『絵本／戦争の作り方』を紙芝居にし、それを構成劇にしたり、戦争体験された清水さんのお話をきいたりしました。つどいの最後に「白い鳩・9条の会」を発足します。賛同する方は入会してください。」と呼び掛け、つどいに来て下さった方全員が入会してくれました。

11月には「白い鳩・9条の会・立ち上げ集会」をしました。保育士が平和を願って創った『未来への歌』『つばさ』という曲を歌ったり、原爆体験をされた米倉さんのお話を聞き、辛い体験を涙ながらに話して下さる姿を見て、家族を失った深い悲しみや、戦争の恐さを、肌で感じる事ができました。

12月の土曜日の昼間にも「ピースコンサート」を企画して、歌をうたって平和の事、憲法の事など、訴えました。

最近、なかなか「9条の会」としては取り組めていませんでしたが、今後は「平和のタベ」を企画しています。原水禁大会にいつかきた若手保育士からの報告を中心に、みんなで深めあえる機会にしたいです。

これからも、私達はこどもを守るため、こども達の未来の為に、さらに多くの人達と手をつないで、一緒に学習し、運動していきたいと思っています。『知は力』と言いますが、まずは自分達が真実を知る事、そしてそれをまわりの人達に広げて行けたらいいと思います。

連載 ⑥

小説書きの独白 ⑥

東 義 久 (作家)

山城国一揆の成立

「おまえたちは食い扶持だけを残し、あとは仏さまがお食べになるのじゃ」との興福寺をはじめとする寺側の言い分や、よそ者の侍たちの我がもの顔の乱暴狼藉、さらには上山城（南山城）に居着くため新しい関を乱立して、その軍資金とするなどの数々の難題は、農民や馬借、商人など上山城（南山城）の住人たちに、これでは生きて行けないという危機感が蔓延する。そんな住民たちの思いが力となって国人を押し上げ、ついに文明17年（1485）12月11日、

- 両畠山軍を南山城にはいれない。
- 荘園は興福寺などの元の領主に戻す。
- 上山城（南山城）には新しい関所を設けない。
- 他国のものを代官としてはならない。

●税金や年貢はきちんと領主に納める。

という神水集会で決めた掟法の項目に従って、畠山両軍に山城国からの撤退を迫るのである。

ここでいう神水集会とは、一味神水ともいい、同盟を結ぶ人々が神や仏の前に水を供え、自らの掟書や仏の名を挙げてそのもとに誓いをたてた起請文などをつくり、神前に供えてそれを焼き、その灰を神水に混ぜて酌み交わすことをいった。約束に違反しないことを神仏の前で誓う。こうした儀式によって心を同じくすることを「一味同心」ともいい、神水を吞んで誓った約束を破るということは、身の毛のよだつ思いがする、いわば絶対的ともいえる行為であったのだ。

上山城（南山城）を代表する36人衆は、そんな一味神水をして掟法を定めた。

もしも要求を呑まなければ、どちらかの軍に加わるという威嚇と、そして、裏では礼金を払ったりというしたたかさまじえて、巧妙な交渉を繰り返した。

東西両軍も長引く戦に厭戦気分が重なっていたことも手伝い、両軍は到頭、上山城（南山城）からの撤退を呑んだ。山城国一揆の勝利、山城国一揆の成立である。

平等院での会議

国人たちは農民たちとともに、山城国一揆の勝利に大いに酔ったことだろう。長引く戦に苦しめられていた百姓たちの解放感と喜びは想像するに難くない。が、山城国人や土民たちは、東西両軍の上山城（南山城）からの撤退で総てが終わりとしたのではなかった。

ここからが山城国一揆が他の土一揆などとは一線を画するところなのである。

両畠山軍を撤退させた翌文明18年（1486）の2月13日、宇治の平等院で国人の会合が開かれた。平等院では、国掟法の不備をなおしたり、足りないところは付け加えたり、惣国と呼ばれた国の運営の手続きや調整もした。会議を運営して行くために月行事も選んだ。

国一揆の勝利で終わりではなく、これからの上山城（南山城）をどんなふう運営して行くのかなどを決めたのである。

その会議を平等院で行ったのはなぜだったのかと考えるのもおもしろいのではないかな。

この世で極楽浄土を見たくば、宇治の平等院を見よ、とまでいわせた場所で、これから上山城（南山城）をどうして行くかの会議を持ったということは、ひょっとすれば国人や農民の思いの底に、自分たちの郷土である上山城（南山城）を現世の浄土としたいという遠大な願いと希望があったのかも知れない。

そしてもうひとつ、平等院のある宇治が上山城（南山城）から宇治川を超えて、京

を見据える地であったことも見逃せない。

とにもかくにも自分たちの地域は自分たちで治めて行こうとする、今でいう地域の自治の試みだった。それまで守護が持っていた権限を、国すなわち国人が持つという国持体制の確立である。

上山城（南山城）三郡の自治がここに始まった。

平和への歓喜

宇治の平等院での国人の会議が持たれた文明 18 年の春、上山城（南山城）と大和の国境の平野という地で、能狂言の催しがあった。

この興行は、焼失した中川寺の勧進興行として行われた。役者は、京の都からやって来た役者たちで、もとは素人の京町衆が能をたしなみ、職業的な一座を組織して芸能を始めるようになったといわれている。その興行は八銭出せば誰もが観ることが出来た。

それはきっと 20 年振りの平和のなかで、人々の歓喜とエネルギーに満ち溢れた集いだった。そして、そこには上山城（南山城）の国人や農民たちも大勢参加し、楽しんだことだろう。一般的に一揆といえば暗いイメージにとらえられがちだが、この勧進興行も山城国一揆が成立したからこそその出来事であった。（続く）

新シリーズ 京都市政の今を考える ②

今日の京都市「行政改革」方針を見る（下）

宮内 尚志(京都市職員労働組合副執行委員長)

P F I 手法、指定管理者制度の活用、民間活力導入の更なる推進の検討が文化市民局、保健福祉局では次のように進められようとしている。

【文化市民局】●P F I 手法の活用（継続実施）「左京区総合庁舎については、P F I 手法の導入も含めた最適な整備手法についての調査を平成 18 年度に実施」●指定管理者制度の活用（平成 18 年度から）「更なる制度の導入を検討するなど、制度の活用を図ります。」

【保健福祉局】●事務事業の更なる見直し▽福祉医療制度（平成 18 年度中に検討）「京都府との協調事業である福祉医療制度の今後のあり方について、国の医療制度の動向等も踏まえて検討」▽単費援護・単費助成（平成 18 年度中に検討し、可能なものから順次実施）「社会福祉施設への本市単費援護・単費助成について、更なる見直しを検討」●民間活力導入の更なる推進「公設公営の社会福祉施設（平成 18 年度中に順次検討し…中・長期的視点に立って順次実施）」「京都市社会福祉審議会における公設公営施設の今後のあり方等の審議を踏まえ、民間活力の導入も踏まえた検討」としている。

定員管理の適正化では、過去の実績が全国平均４．６％を上回る８．７％であることを誇示しながら、０５年度から１０年度当初までに総務省の示す４．６％以上を忠実に削減することを表明している。

「財政健全化プラン」は０９年度以降の財源不足額に対して財政健全化債などの特別の財源対策をとらずに予算編成を行うことを目標に、特別の財源対策を年々減額するとともに、局裁量枠予算の減額や総人件費の抑制、投資的経費の抑制、市税等徴収率の向上などの「具体的取組方策」に基づいて財源を確保する目標額が設定されている。

「京都市『集中改革プラン』について」では、「集中改革プラン」期間の５年間の財政効果見込額として、経費削減の目標金額が計上されている。その金額は莫大である。「財政健全化プラン」の４年間では局裁量枠予算の減額４００億円であったものが、６００億円にも跳ね上がっている。同じく義務費等の抑制では３００億円が４７５億円に、自主財源の拡充強化では１４５億円が１９０億円になり、合計で８４５億円が４２０億円も増えて１２６５億円となっている。逆に言えば、０９年度の財源不足額の見込みは４２０億円以上と考えていることがわかる。「財政健全化プラン」の目標からすれば、この４２０億円はすべて「具体的取組方策」によって捻出するというのであるから、従来の施策の廃止・休止や職員の削減を行うことを財政上から締め付ける方針である。

必要な新しい施策や充実すべき施策の実施には当然予算が必要である。不要な施策は何なのか、効率的で効果的な施策とその実現方法は何なのか、そのことは市民生活を必ず守るという立場から見直されるべきである。市民生活を苦しめての財政立て直しは、とんでもないことである。

新シリーズ 府政の今を考える ②

「徴収対策の強化で府税徴収率過去最高」を考える

西野 弘(京都府職員労働組合執行委員)

京都府税務課は、８月１１日、平成１７年度の府税徴収率が過去最高の９７．７％となり、翌年度への滞納繰越額も大幅に減少したことを明らかにしました。府税徴収率は全国１０位、前年比１２０．４％と全国一の伸び率となっています。その要因として、府税全体の３分の１を占め、徴収率９９．９％の法人事業税が大幅に増加したことに加え、徴収努力が直接的に反映する自動車税（徴収率９４．９％、前年度比１．３％ＵＰ）や不動産取得税（８６．６％、前年度比３．３％ＵＰ）が過去最高水準になったことがあげられています。府は、徴収率のＵＰの要因として、「滞納整理の早期着手と早期徴収の徹底をはかったこと、徴収強化策の推進による差押の増加（平成１７年度３，６５３件）、インターネット公売の実施（３件）、自動車税のコンビニ納税の本格実施と自動車税課の設置な

どによる業務の流れの改善」などの、徴税努力があったことをあげつつ、「06年度にむけ、全体の徴税率をさらにあげるため、自動車税の滞納整理をさらに強化する。差し押さえた自動車や不動産などのインターネット公売に積極的に取組」としています。

いま、全国的に、徴収強化の方策として、ITを活用した滞納整理システムの活用、「差押」中心の目標数値を設定した進行管理、納税者への配慮は不要とした研修マニュアルの徹底による職員の意識改革、徴収業務への「民間活力導入」などがすすめられています。

他県での研修では、「まず差押さえてから交渉」「差押さえできる財産があっても差押さえしないのは職務怠慢と地方税法違反」「倒産のおそれがある時こそ、倒産前に大至急差押するのが徴税吏員の責務」が強調されています。賦課徴収業務全体を一部事務組合や任意組織、民間委託する動きもすすめられ、東京足立区では税務部門への「市場化テスト」導入の試みが行われています。茨城県・三重県・和歌山県などでは、市町村との連携による滞納整理機構をたちあげています。

京都府の場合も、市町村との共同徴収（平成20年4月目標）、府税事務所等の再編整備がすすめられています。税務行政は強制力を伴う業務です。格差社会と貧困の広がりがある大きな社会問題になっている時、徴収率を高めることのみが目標になっていいのか、地方自治法の視点（納税者の福祉・人権の尊重）を生かす税務行政はどうあるべきかが問われています。

全国のホット情報 ⑧ 福岡研

第8回地方自治研究全国集会 ぜひ九州・福岡へ

宮下 和裕(福岡研究所事務局長)

自治労連や研究所を中心とした実行委員会が主催する全国自治研集会が、10月21、22日の両日、初めて九州・福岡市内で開催されます。「いま連帯と共同のとき 憲法をいかす暮らし・平和・地域」がスローガンです。当研究所の石村善治理事長を実行委員長に現地実行委員会が結成され、全国の仲間を熱烈にお迎えすべく準備を重ねています。

初日21日は長崎をはじめとする九州のうたごえによる合唱組曲「平和の旅へ」でオープニングします。続いて新内閣誕生を受けての、渡辺治・一橋大学大学院教授の記念講演「ポスト小泉内閣における憲法と構造改革」、大分県湯布院のまちづくりで全国的に有名な中谷健太郎氏の特別講演、合併をお断りした自立の村・「照葉樹林の村」で知られる宮崎県綾町の前田穰町長（宮崎県町村会長）の挨拶、基調講演などでたっぷり勉強した後、先着300人で50種類をこえる焼酎を堪能できる「本場九州の焼酎を味わう会」の他、福岡の名産品、特産品を中心に物産展・即売会を開きます。

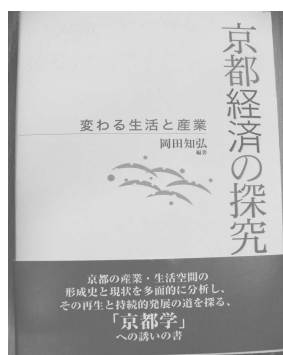
二日目22日は全国の実践が大集合したまちづくり、食と農、こども、健康、自治行政

のあり方、公共事業、自治体再編など自治体と住民をめぐる広範なテーマで23の分科会、同時に憲法を地域に生かすためにじっくり学ぶ7つの中規模教室と地方自治入門講座があります。あわせて有明海の再生、三池の闘いと荒木栄、自治のまち・博多の3つの移動分科会と、九州開催ならではの盛りだくさんの内容です。

小泉「構造改革」のもとでの格差社会の深刻化、三位一体改革、憲法改悪や道州制導入構想など、住民生活と住民自治のかつてない危機が迫っている現在、それを打ち破る力は、地方自治・地域にこそ存在します。まさに「希望としての地方自治」ですが、そのことを実感し、全国的なあらたな連帯を構築するきっかけにしたいと念じています。ご参加いただくことを、そして語り合えることを心からお待ちしています。

本の紹介 岡田知弘編著『京都経済の探究-変わる生活と産業-』

大貝 健二(京都大学大学院)



この度、京都大学の岡田研究室に所属している若手研究者が中心となって、京都という空間を多角的な視点から分析、考察した岡田知弘編著『京都経済の探究-変わる生活と産業-』（高学出版、2006年6月、3,400円）が出版されました。

本書は、4部14章構成となっています。第1部では、京都経済の産業構造の変動が生活空間に与えているインパクトを、1980年代後半以後の地域経済構造の変化や地域コミュニティと結びついた在日韓国朝鮮人企業ならびに銭湯の展開過程に焦点を当てて明らかにしています。

第2部では、京都を代表する織物、医療、映画、観光などの個別産業を取り上げ、これらの産業の動態が地域社会に与えている影響を分析しています。

また第3部では、都市や農村のあり方を規定する土地の所有・利用構造の変化を、京都市内での社寺地やマンション建設、および京都府内の農村部を対象にして検討しています。

そして第4部では、地域形成に対して大きな力を持つ地方自治体の行財政の動向とそれが住民生活に与える影響を、危機的状況にある京都市の詳細な財政分析や、日吉ダムの建設と乙訓地域での水道料金の値上げ問題の関連性に着目しながら考察しています。

本書は、上記のように非常にバラエティに富んだテーマを扱っていることに加え、各章の執筆者が、丹念に統計資料分析やヒアリング調査を行い、歴史網羅的に検討していることが特徴です。編者がいうように京都学・地域学の手引き書ともなっています。普段何気なく生活している京都という空間を、本書を片手に見つめ直してはいかがでしょうか？

（本書は、京都自治体問題研究所でも取り扱っています。お声をおかけください。）